

川崎市公告第1205号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和8年度川崎市立中学校自然教室（他施設）運営委託
- (2) 履行場所
各実施校及び各宿泊施設 他
- (3) 履行期限
契約日から令和8年7月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市立中学校自然教室（他施設）運営業務（人員輸送、連絡調整、当日添乗業務ほか）
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階
（郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）
教育委員会事務局学校教育部指導課 自然教室担当 恒松
電 話 044-200-0498（直通）
FAX 044-200-2853
メール 88sidou@city.kawasaki.jp
※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。
- (2) 配布及び提出期間
令和7年7月31日（木）から令和7年8月6日（水）までとします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から

午後 5 時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 入札説明書の交付

3 により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は 3 (1) の場所において令和 7 年 7 月 31 日 (木) から令和 7 年 8 月 6 日 (水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで) まで縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

3 により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和 7 年 8 月 14 日 (木) までに電子メール又は FAX で送付します。

6 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3 (1) と同じ

※問合せは電子メール又は FAX 等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 14 日 (木) から令和 7 年 8 月 21 日 (木) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(3) 回答予定日

令和 7 年 8 月 28 日 (木) 午後 5 時までに、電子メール又は FAX にて回答します。

(4) その他

ア 受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出日時 令和7年9月9日（火）午前10時00分

入札書の提出場所 川崎市役所南庁舎 18階第6会議室

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎18階

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8（1）アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。